

姫路獨協大学薬学部協力会会則

平成20年 9月21日制定

第1章 総 則

第1条 本会は、姫路獨協大学薬学部協力会と称し、事務所を姫路獨協大学薬学部に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、姫路獨協大学薬学部の薬剤師教育の推進に協力すると共に学生指導の支援をすることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育環境充実の支援
- (2) 学生指導への支援（国家試験対策を含む）
- (3) 学生の学外実習への支援
- (4) 学生の就職開拓等の渉外活動への支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

第5条 正会員とは本会の目的に賛同する姫路獨協大学薬学部学生の保護者をいう。

第6条 賛助会員とは本会の目的に賛同する個人または団体をいう。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (4) 会計監査1名
- (5) 幹事若干名

第8条 役員任期は一カ年とし、会計監査以外の役職は、再任することができる。

第9条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、会議のときは議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が支障あるときはその代理をする。
- (3) 会計は、本会の会計に従事する。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 幹事は本会運営について協力し、会議・総会の記録に当たる。

第5章 会 議

第10条 本会の総会は、毎年1回原則として本学で実施される父母懇談会の日に開催し、会務の報告、役員を選出その他必要な事項の協議を行う。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第11条 総会の開催は、正会員の3分の1以上の出席（欠席会員の委任状を含む。）をもって成立し、議事は出席した正会員の過半数をもって決する。

第12条 役員会は、年1回以上開催するものとする。

第6章 会 計

第13条 本会の経費は、会費及び寄附金等をもってこれにあてる。

第14条 正会員の会費は、年額10,000円とし、各学年当初に納入するものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第16条 本会の会則の改正は、総会の出席正会員の過半数の賛成を得て行う。

附 則

1 本会則は、平成20年9月21日から実施する。

2 平成20年度の会費の納付は、第14条の規定にかかわらず、本会発足後に納入するものとする。